

相模原市公立保育園 事業計画



令和7年4月1日

相模原市立 麻溝保育園

相模原市の保育

○保育の基本理念

「自らの夢をふくらませ、夢に向かって挑戦する子どもを育てる」

○保育の基本方針

- (1) 子どもの権利を尊重します
- (2) 子どもの健康づくりに努めます
- (3) 子どもの安心安全の確保に努めます
- (4) 夢をふくらませて育つことのできる環境をつくります
- (5) 子育てに安心と楽しさを感じられるよう支援します

○保育目標

- (1) くつろいだ雰囲気の中で情緒を安定させ、心身の調和的な発達を図る
- (2) 養護の行き届いた環境の中で、健康、安全等日常に必要な基本的生活習慣や態度を養う
- (3) 健康で質の高い生活を送る基本としての「食を育む力」の育成にむけその基礎を培う
- (4) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、協調等の態度を養う
- (5) 自然や社会事象に対する興味や関心を育てる
- (6) 生活の中で言葉の興味や関心を育て、言葉の豊かさを養う
- (7) 様々な体験を通して、創造性の芽生えを培う
- (8) 生活の中で豊かな感性を育て、思考力の基礎と道徳性の芽生えを培う

保育所保育指針参照

1 麻溝保育園の運営

(1) 園目標

- ・命の大切さを知り、意欲と思いやりのある子ども
- ・麻溝の自然や地域の人とのふれあいの中で、健やかな心と体が育つ
- ・様々な活動を通して豊かな感性や自主性を養い創造性の芽生えを培う

(2) 重点目標

- ・人との関わりを豊かにしよう～挨拶と対話を大切に～

(3) 定 員 130名

(4) 保育時間

保育標準時間 施設・事業者の通常の開所時間の範囲で、原則8時間～最大11時間（延長保育除く）の利用が可能。

保育短時間 施設・事業者の定める保育短時間の範囲で、最大8時間の利用が可能。（超えた部分の利用は延長保育扱い）

《月曜日～金曜日》

	7:00	8:30	16:30	18:00	19:00
保育標準時間	原則8時間～最大11時間				延長保育 (有料)
保育短時間	延長保育 (有料)	施設の定める8時間 (8:30～16:30)		延長保育 (有料)	

《土曜日》

	7:00	8:30	16:30	18:00
保育標準時間	原則8時間～最大11時間			
保育短時間	延長保育 (有料)	施設の定める8時間 (8:30～16:30)		延長保育 (有料)

お子さんが、集団生活に慣れるのに時間がかかる場合等は、保護者の方と相談しながら保育を進めていきます。

(5) 休園日

- ・日曜日、国民の祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月29日～1月3日）
- ・感染症の発生、災害等により保育することが困難な場合

(6) 年齢区分、組名、園児数

令和7年4月1日現在

年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
組名	あか1組	あか2組	もも組	き組	しろ組	みどり組
園児数	6名	19名	24名	24名	25名	25名

(7) 職員構成

・園長1名 副園長1名 地域担当1名 一時保育担当2名

	保育士	保育調理員	*保育補助員	*事務補助員	*技能補助員
常勤	15名	3名			
会計年度	17名	6名	1名	0名	2名

*印の職員は会計年度任用短時間勤務職員で対応しています

2 保育形態

オープン保育

子どもの自主性と創造性を尊重し、一人一人の興味・関心に基づいて、主体的に活動できるようにすることを目的として、年間を通してオープン保育を取り入れています。子どもたちが自分で好きな遊びを選択し、十分に楽しみ満足感が味わえるようにするため、活動の時間と空間の保障ができるよう、職員間で連携しチームとして協力しながら保育をすすめています。

3 保育事業

(1) 子育て支援

在宅で子育てしている家庭への支援として、地域担当者を中心に他機関とも連携を図りながら、保育園の専門性を生かした子育て支援を積極的に行っています。

(2) 一時保育

保護者の通院や冠婚葬祭等の理由で緊急的に家庭での保育が困難となった場合の一時的な子どもの預かり（原則として月14日以内）や保護者の就労・就学等の理由で家庭での保育が困難となった場合に定期的な子どもの預かり（原則として週3日以内）を実施します。

(3) 支援保育

子どもの健やかな成長と発達を保障するため、各園に支援保育コーディネーターを配置し、専門機関との連携を図りながら支援に取り組んでいます。また医療的ケアを要する子ども等の受入れにも努めています。

(4) 交流保育

障害児が個別またはグループで保育園の子どもたちと関わることで、人間関係や社会経験を広げることを目的とした交流を行っています。

(5) こども誰でも通園制度（愛称：さがみん保育）

年齢や月の利用時間に制限がありますが、子育て家庭に対する支援として、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる制度です。

4 子どもの生活

年齢 時間	2～4 か月児	5～9 か月児	10～12 か月児	1・2 歳児	3 歳児以上
7:00	順次登園、視診 検 温	順次登園、視診 検 温	順次登園、視診 検 温	順次登園 視診	順次登園 視診
10:00	ミルク 睡 眠 あそび	離乳食+ミルク 睡 眠 あそび	あそび 睡 眠 離乳食+ミルク	おやつ あそび	あそび
11:00	水分補給 あそび	水分補給 あそび	あそび	食 事	食 事
12:00	睡 眠	睡 眠	睡 眠	午 睡	午 睡
14:00	ミルク	ミルク	おやつ+ミルク		
15:00	検 温 あそび 健康観察 順次降園	あそび 順次降園	あそび 順次降園	おやつ あそび 順次降園	おやつ あそび 順次降園
18:00 19:00	延長保育	延長保育	延長保育	延長保育	延長保育

(注) ＊お子さんの健康状態等によって生活時間や内容が異なります。

＊離乳食に関しては、ご家庭と相談して進めていきます。

＊2～4 か月児においては、午後の睡眠後に検温します。(産明けマニュアルより)

5 年間予定

月	予 定	食育計画	保健計画	安全計画
4	進級式		乳幼児健診(内科)	
	懇談会			
5	懇談会			引き渡し訓練
	遠足			
6	芋ほり		尿検査	
			乳幼児健診(歯科)	
7	七夕会			
	おたのしみ会(幼児)			
8				
9				交通安全教室
10	おやこスマイルデー(乳児)		乳幼児健診(内科)	
	遠足、芋ほり			
11	さがみはらんど		乳幼児健診(歯科)	
	運動会(幼児)			
12		うどん作り		
1	懇談会			
2	豆まき			防犯教室
	懇談会			
3	ひなまつり会	クッキング		
	お別れ会			
	卒園式			

＊誕生会・避難訓練は毎月あります

6 保護者支援

教育保育、並びに子育て支援に関する知識や技術など、保育の専門性を生かし保護者支援を行っています。また毎日の送迎時における丁寧な関わりや個人面談、保育参観などを通して相互理解を深め、保護者が子育ての喜びを感じられるよう関わっています。

個々に対する支援も行っており、ひとり親や貧困等社会的困難を抱えている家庭に対しては、関係機関と連携し社会資源を活かしながらサポートをしています。また、コミュニケーションが難しい外国籍家庭に対しては必要機関を紹介し、園内では携帯翻訳アプリを使用しています。

7 地域との連携

地域の人々がもつ「子育て力」を保育園に還元してもらう中で、子どもが様々な人たち

と触れ、多様な体験をする機会を設けています。

- ・おはなし会 ・リトミック ・食生活改善推進団体（わかな会）
- ・ふるさとの生活技術指導士

8 保育所間の連携

園長会や副園長会、地域担当者会議等、公立保育園全体での定期的な会議を開催し、園の運営や事業内容を共有したり保育内容を研究したりしています。災害等緊急時には、保育保障のために土砂災害警戒区域内保育所の代替保育実施、全保育所に園舎確認職員の配置をしています。また、保育運営が厳しい状況が生じたと判断された場合には、職員の応援を依頼したり必要な物品の貸し借り等をしたりして協力体制を整えています。

9 関係機関との連携

保育所では、子どもの健やかな育ちと発達を保障するため、様々な関係機関と連携を図っています。発達上課題をもつお子さんには、専門機関による巡回訪問や療育支援等を受けながら対応しています。

また保護者に不適切な養育が疑われる場合には、適切な機関に通告するとともに、要保護児童対策地域協議会の下、各区子育て支援センターや児童相談所と連携し、適切な対応を図ります。

主な関係機関

- ・各区子育て支援センター
- ・児童相談所
- ・陽光園
- ・児童発達支援センター、児童発達支援事業所
- ・青少年相談センター
- ・保健所

10 幼保小連携

保育所・幼稚園・認定こども園と共に、小学校関係者との連携推進のため課題共有や学び合いを通じて、互いの教育・保育への理解を深め、円滑な接続を図っています。

- ・各地区の連携校との継続的な交流
- ・研修参加

11 職員の資質向上

- (1) 保育士等の自己評価・保育所の自己評価
- (2) ステップアップ研修…一般研修、専門研修
- (3) 現場研修…子育て支援センター、児童発達支援センター、児童相談所での研修
- (4) 派遣研修…横浜女子短期大学保育センター（白峰）研修
- (5) 園内研修…子どもの人権、不適切保育や虐待防止、誤食訓練、嘔吐処理

心肺蘇生法、水遊び事故防止、不審者対応訓練、えらべるサポートの活用等

- (6) 各種団体の研修…保育連絡協議会
- (7) 階層研修
- (8) 各課主催研修

12 苦情

保護者等からの園に対する意見・苦情等に迅速かつ適切に対応するため「相模原市立保育所及び療育センターにおける苦情解決実施要綱」に基づき、速やかに意見の反映及び解決を図り、利用者等の権利を擁護するとともに、サービスの質の向上及び運営の信頼性を高めていきます。

13 実習生等の受け入れ

保育所の理解と人材育成等のために、実習生等を受け入れます。

- ・保育士、看護職、各種リハビリテーション職員等養成学校の実習学生
- ・小中高等学校生徒を対象にふれあい体験学習や職業選択学習の実践の場
- ・ボランティア（ボランティア証明書等発行不可）
- ・インターンシップの受け入れ

14 卒園、退園後のフォロー

- ・保育所では常に卒園児、退園児の育児相談も受けており、共に子どもの成長発達を見守っています。
- ・就学先、転園先から問い合わせがあった場合は、スムーズな移行のために情報提供をします。また支援ケースの場合は、児童相談所、子育て支援センターを通じ情報を共有しています。